

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ☞ 相続税の物納制度

**Q** : 相続税には物納制度が設けられていて、最近では、物納制度を利用する人が増えていると聞きましたが、どのような制度でしょうか。

**A** : 相続税の特殊性から、金銭納付に代えて相続財産そのもので納付することができる制度が物納制度です。

### 【解説】

相続税の納付は、申告と同時に金銭で納付するのが原則ですが、相続税の特殊性から、長期の分割納付による延納制度や、金銭納付に代えて相続財産そのもので納付することができる物納制度があります。

物納の許可を受けるためには、次のすべての要件を満たしていなければなりません。

- (1) 延納によっても金銭納付が困難な事由があり、かつ、その納付を困難とする金額を限度としていること
- (2) 申請財産は定められた種類の相続財産であり、かつ、定められた順位によっていること
- (3) 期限内にされた申請であること
- (4) 物納適格財産であること

ちなみに、物納申請件数は、平成4年度の12,778件をピークに平成9年度までは減少傾向でしたが、土地取引の停滞などから平成10年度は7,076件、平成11年度は7,075件と一転して増加傾向になっています。

